

## 経済財政改革の基本方針 2009（抄）

〔平成 21 年 6 月 23 日〕  
閣 議 決 定

## 第 4 章 今後の財政運営の在り方

## 1. 平成 22 年度予算の基本的考え方

## (3) 新たな行政改革の取組

- ・独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」<sup>41</sup>を確実に実施する。
- ・独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等<sup>42</sup>の趣旨を踏まえ点検を行う。

<sup>41</sup> 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

<sup>42</sup> 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成 14 年 3 月 29 日）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 20 年 11 月 14 日閣議決定）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、平成 18 年 8 月 15 日一部改正）